



おたる

社協だより

平成30年
秋号
No.203

【発行】

社会福祉法人
小樽市社会福祉協議会

047-0033

小樽市富岡1丁目5-10
総合福祉センター内
(月曜日はお休みです)

☎ 23-3653

☎ 32-5641

✉ info@otaru-shakyo.jp

<http://www.otaru-shakyo.jp/>

皆様の心あたたまる善意

ありがとうございます

平成30年6月1日から
平成30年8月31日までに
寄せられた寄附等は、下記のとおりです。

【寄贈品】

藤田 京二様 マッサージチェア



福祉除雪の受け付けが始まりました！

市民税所得割が非課税のご高齢の方や身体の不自由な方などを対象とした福祉除雪の受け付けが始まりました（対象世帯の詳細は次のページへ）。

ご利用にあたっては、毎年、民生児童委員さんをとおして利用申請書の提出が必要です。お住まいの地域の民生児童委員さんがわからない方、福祉除雪についてもっと詳しく知りたい方は、お気軽に社会福祉協議会までお問い合わせください。

本年度の福祉除雪利用申込期間は、平成30年9月19日（水）～平成31年3月15日（金）です。

福祉除雪にご協力いただけるボランティアを募集しています。

学校・職場などのグループ参加はもちろん、個人の方のご参加も大歓迎です！

皆様のご協力を宜しくお願いいたします！！



福祉除雪のご案内

福祉除雪サービス事業



ひと冬に3回まで、以下のサービスをご利用できます。

- 玄関先から公道までの幅1m程度の生活路の除雪
- 「通気口がふさがる」「窓ガラスが破損する恐れがある」等の危険な箇所の除雪

屋根雪下ろし助成事業



ひと冬に10,000円を上限に、屋根雪下ろしに要した費用を助成します。

- 助成金を申請する方が、現に住んでいる住宅が対象です。
- × 賃貸住宅や店舗、車庫、物置等の雪下ろしは対象外です。



利用対象世帯について

1. 今年度の市民税所得割が課税されていない世帯
2. 自力での除排雪が困難な世帯
3. 除排雪を援助してくれる親族、知人等が近くにいない世帯
4. 敷地内にロードヒーティングなどの融雪装置を設置していない世帯

1～4の条件を満たした
いずれかの世帯が
対象です。

高齢者のみの世帯
(おおむね65歳以上)

身体に障がいのある方
のみの世帯

高齢者と身体に障がいのある方
のみの世帯

※ 上記に該当しない世帯でも、対象となる場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。
※ 生活保護世帯は対象となりません。

お問い合わせ先 / 電話：23-7847 FAX：32-5641 【担当】こだま 児玉・たにくち 谷口

ひとり親世帯等 支援金贈呈事業のご案内

市民の皆様から寄せられる歳末たすけあい義援金を基に、少しでも明るく年末年始を迎えていただくため、今年度も「ひとり親世帯等支援金贈呈事業」を実施します。贈呈予定額は1世帯当たり6,000円、児童が複数いる世帯には、1人当たり2,000円を加算します。



《下記の1～3の条件に全てあてはまる方が対象です》

1. 児童扶養手当全部支給の世帯または特別児童扶養手当支給世帯の方
2. 平成30年度市民税所得割が課税されていない世帯に属する方
3. 生活保護を受給していない方



※ 詳しくは、小樽市から9月末以降に送付される予定の「小樽市社会福祉協議会からのお知らせ」（ピンク色の書類）をご覧ください。児童扶養手当又は特別児童扶養手当の書類に同封される予定です。

お問い合わせ先 / 電話：23-3653 FAX：32-5641 【担当】くしびき 櫛引・おくやま 奥山